

原告 A 外 2 名

被告 D 外 2 名

更正決定

上記当事者間の当裁判所平成 20 年(ワ)第 2207 号損害賠償請求事件につき、平成 22 年 6 月 2 日当裁判所が言い渡した判決に明白な誤謬があるから、職権で次のとおり更正する。

主 文

主文第 4 項を下記のとおり更正する。

記

(更正前)

- 4 原告 A と被告 D との間の訴訟費用は、これを 6 分し、その 1 を被告 D の、その余を原告 A の各負担とし、その余の訴訟費用は原告 B 及び原告 C の負担とする。

(更正後)

- 4 原告 A と被告 D との間の訴訟費用は、これを 6 分し、その 1 を被告 D の、その余を原告 A の各負担とし、原告 A と被告 B 及び被告京都市との間の訴訟費用は、原告 A の負担とし、その余の訴訟費用は原告 B 及び原告 C の負担とする。

平成 22 年 6 月 2 日

京都地方裁判所第 7 民事部

裁判長裁判官 松 本 清 隆

裁判官 橋 本 眞 一

裁判官 千 葉 康 一